

資料編

---

## I 用語説明

行	用語	内容
あ	I C T	Information and Communication Technology の略。情報（Information）や通信（Communication）に関する技術の総称。
	アナフィラキシー	アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、呼吸困難などの呼吸器症状が複数同時にかつ急激に出現した状態。
	アンケート調査	第二次川越市教育振興基本計画の策定に向けての基礎資料とするとともに今後の教育施策等の推進に活用することを目的に平成 26（2014）年 10 月～11 月に実施。対象は市立小学校 5 年生及び市立中学校 2 年生の児童生徒の保護者 1,827 名、市立小・中学校校長及び教員 339 名、20 歳以上の市民 1,500 名。
	いきいき登校サポートプラン	不登校児童生徒が多い現状に対応するため、学校や地域、専門家等の力を活用して相談体制の充実を図り、不登校児童生徒の減少を目指すもの。
	いじめ問題対策委員会	本市におけるいじめ防止等のための施策等を検討するため、大学の教授、弁護士、臨床心理士、医師、学校関係者、人権擁護委員、P T A 代表で組織した委員会。
	いじめ・不登校対策検討委員会	いじめ・不登校問題の現状把握と分析、総合的な対策の在り方について検討する委員会。
	インクルーシブ教育	障害のある者となない者が共に教育を受けるしくみ。
	英語指導助手（A E T）	Assistant English Teacher の略。日本人の英語教師とともに英語の授業を行う外国人指導者。
	栄養教諭	食に関する指導と給食管理を一体のものとして行うために配置される県費負担教職員。
	S N S	Social Networking Service の略。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のウェブサイトのこと。
	オールマイティーチャー	積極的な生徒指導を推進し、子どもたちの心の教育や学力向上、いじめの未然防止等、各学校におけるさまざまな課題を解決するために配置する市費臨時講師。
か	外国籍市民会議	外国籍市民が市政に対して意見等を述べる機会を確保するため設けられた会議。
	外国籍市民国際人材ネット	外国籍市民の持つさまざまな能力を活用し本市の国際化を推進するための登録制度。
	外部アンケート	学校関係者ではない第三者によるアンケート。

行	用語	内容
か	学習指導要領	学習指導要領は、文部科学省が告示する教育課程の基準である。小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校の各学校が各教科等で教える内容を、学校教育法の規定に従い定めたもの。
	学力向上研究委員会	本市児童生徒の学力向上を図るために、学力分析及び指導方法の工夫改善を研究する委員会。
	学校応援団活動	学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動のこと。
	学校関係者評価	地域住民、保護者、学校評議員などの関係者による評価。
	学校評価	学校が教育活動の重点目標やその実現のための具体的方策を定め、その実施結果や達成状況について検証・評価を行い、さらにこれを外部に公表することにより、学校運営の改善を図るしくみ。
	学校評議員制度	その学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により市が委嘱する。校長の求めに応じ、学校運営に関して意見を述べることができる。
	家庭教育学級	保護者が親としての役割や責任を自覚するため、一定期間継続して、家庭における望ましい生活習慣や倫理観などを学ぶための活動。
	川越市姉妹都市交流委員会	都市提携に伴い相互の信頼と友好の関係を確立するための行事や事業を計画し、推進するための組織。
	川越市小・中学生学力向上プラン	教育委員会と市立小・中学校が目標を共有し、本市の学校教育のさらなる充実と子どもたち一人ひとりの学力向上を図ることを目指して策定したプラン。
	川越市中中学生社会体験事業	中学校1年生または2年生が連続する2日間または3日間で事業所等の協力により行う職場体験事業。
	川越市文化芸術スポーツ振興基金	本市の文化芸術及びスポーツ振興を図るため平成 27 (2015) 年度に設置。
	川越市立川越高等学校教育審議会	川越市立川越高等学校における教育に関する事項について審議するために設置した審議会。
	川越氷川祭の山車行事	川越城主松平伊豆守信綱が祭礼用具を寄進したことに始まり、江戸の「山王祭」、「神田祭」の影響を受けながら、360 年以上にわたり受け継がれてきた祭り。平成 17 (2005) 年に国指定重要無形民俗文化財に指定された。

行	用語	内容
か	河越館跡	河越氏は、桓武平氏・秩父氏の流れをくみ、平安時代末から南北朝時代にかけて武蔵国でも有数の勢力を誇った武士である。川越市上戸地区にある河越館跡は河越氏の居館跡で、昭和 59 (1984) 年 12 月 6 日国指定史跡となった。
	教育再生実行会議	第二次安倍内閣における教育提言を行う私的諮問機関で、教育委員会の抜本的な見直し、グローバル化に対応した教育などを審議する会議。
	教育フェスタ KAWAGOE	本市の教育の充実のために、教職員の資質・能力の向上を目指して、学校や教職員等の優れた実践や研究の成果を広く発信する場、一人ひとりの教職員が主体的に学ぶ場。テーマは、「Interactive (インタラクティブ)」で、双方向の参加型とすることで、より深い学びの場を目指すとともに、共に学び合う中で優れた実践を共有するもの。
	協働	市民、自治会等の公共的団体やNPOなどの民間団体、企業や大学などの事業者及び行政が、地域の課題に対し、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、互いに認め合い、共通の目的に向かって、ともに考え、協力し合って取り組んでいくこと。
	グローバル化	個人、企業などが、国内の範囲を超えて広く国際的に行動することによって、世界的な市場やネットワークが進展すること。
	公民館登録グループ	川越市公民館利用グループの登録及び育成に関する要綱に基づき、公民館の目的に沿い、登録されたグループ。
	小江戸中学生読書手帳	市立小・中学校の教職員や市立図書館職員から募集した「中学生に薦める本」の中から 50 冊を選定し、それぞれの本に紹介文を付けて小冊子にまとめたもの。市立中学校 1 年生に配布。
	小江戸読書マラソン	児童の読書活動の促進を図る事業。30 冊分の書名・著者名や簡単な感想などを記録する読書マラソンカードを市立小学校の全児童を対象に配布。
	国際理解教育	国際化した社会で、主体的に行動できる児童生徒の育成を目指すために、日本の文化や伝統等の認識を深め、異文化を理解し世界の人々と協調できる資質や能力を育成する。

行	用語	内容
か	子どもサポート事業	子どもたちの豊かな人間性や社会性など「生きる力」を育むため、家庭、学校、地域及び社会教育施設が連携・協力し、人と人とのネットワークを構築しながら、地域ぐるみで子どもたちを育てる体制を作ることを目的とする。市内を14地区に分け、地域の特色を生かしたさまざまな体験活動を提供する「地域子ども応援団活動」と学校教育を支援する「学校応援団活動」を大きな二つの柱として取り組む事業。
	今後の川越市立小中学校の在り方に関する検討委員会	児童生徒数の推移に応じて、学校の規模、通学区域、統廃合、余裕教室の活用など、市立小・中学校の在り方について検討するため、教育委員会の事務局職員で構成した組織。
さ	さわやか相談員	いじめ・不登校等の児童生徒に対する心の問題を解消するため、全市立中学校22校に1名ずつ配置されている。児童生徒及び保護者との相談等に応じるとともに、学校・家庭・地域社会との連携を図る。
	山王塚古墳	大塚1丁目にある上円下方墳。入間川を北西に臨む台地上に7世紀に築成され、南大塚古墳群に属す。下方部一辺63m 高さ1m、上円部の径は約47m 全高4.5mで、国内最大級である。昭和33(1958)年3月6日「山王塚」として市指定文化財となった。
	司書教諭	学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う教諭。
	指導主事	学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務を行う者。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条に位置付けられている。
	児童生徒体力向上推進委員会	本市児童生徒の体力向上を図ることを目指して設置された委員会。
	市内4大学	東洋大学、東京国際大学、東邦音楽大学、尚美学園大学の4大学。
	社会教育施設	市民のさまざまな学習活動を支援する恒常的な施設で、社会教育法では公民館・図書館・博物館などが挙げられている。
	集会所事業	「川越市小堤集会所条例」に基づき設置している川越市小堤集会所において、教育委員会が実施している事業のこと。
	就学支援委員会	障害があるため教育上特別な支援を必要とする児童生徒及び就学予定者ならびにその保護者に対し、適正な就学支援を行う委員会。
	重要伝統的建造物群保存地区	伝統的建造物群と一体となって価値ある歴史的な環境を保存するため、「文化財保護法」及び「都市計画法」に基づき、市町村が定めた伝統的建造物群保存地区のうち、わが国にとって、その価値が特に高いものとして国が選定した地区。

行	用語	内容
さ	小1プロブレム	入学したばかりの小学校1年生が、集団生活に馴染めず、授業中座ってられない、話を聴かない、騒ぐ等で、授業が成立しない状態。
	小・中・大学連携理科ふれあい事業	近隣大学の教員及び学生を各小・中学校に招き、児童生徒に対し、理科に関する観察・実験を行う事業。
	情報化推進リーダー	情報教育及び学習指導における情報手段の活用において指導的な役割を担うとともに、学校の情報化の全般について企画立案する役割を担う、校内の情報化を推進していく上で中心となる教員を指す。
	情報モラル	情報社会において、被害者や加害者にならないようにするための考え方や態度。
	食育	生涯を通じて健全な食生活を実践するために、正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるとともに、食文化を継承し、自然の恵みなどを理解するもの。
	自立支援サポーター	市立小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害のある子に対して、個別学習指導や一斉学習指導における個別支援や適応指導を行う特別支援教育支援員。
	人権教育	人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動で学校教育及び社会教育を通じて推進される。
	人権教育実践報告会	保育園・小中高校・P T A・公民館等における人権教育の実践発表に基づいて参加者が協議をする研修会。
	人権教育指導者	人権一般の普遍的な視点からの取組、具体的な人権課題に即した個別的な視点からの取組を推進するための指導者。広い識見を持ち、各人権課題について幅広い知識を持つ。
	人権啓発	国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動で人権教育を除いたもの。
	新体力テスト	文部科学省が、国民の体位の変化、スポーツ医・科学の進歩、高齢化の進行等を踏まえ、昭和 39（1964）年以来行ってきた「体力・運動能力テスト」を平成 11（1999）年に見直して、現状に合ったものとした運動能力に関するテスト。
	進路指導・キャリア教育	進路指導は、自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、指導援助すること。 キャリア教育は、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育であり、その中核が進路指導。

行	用語	内容
さ	スクールカウンセラー	児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に専門的な知識・経験を有する専門家。市立中学校に県より配置されている。
	スクールガード・リーダー	各小学校の推薦を受け、市が依頼して、防犯及び交通安全の見守りを行う地域のリーダー。
	スクールソーシャルワーカー	課題を抱える児童生徒について、その背景にある生活環境への働きかけ及び改善を図るために配置された、教育分野と社会福祉分野の知識・経験を有する専門職。
	スクールボランチ	生徒指導推進員。学級がうまく機能しない状況やいじめ問題、非行・問題行動、不登校児童生徒の増加など、さまざまな生徒指導上の課題への対応と児童生徒一人ひとりに指導・支援を行うために、市内小・中学校に配置される市費臨時職員。
	総合型地域スポーツクラブ	子どもから高齢者まで、さまざまなスポーツを愛好する人々が、誰でも参加できるという主旨で、地域住民により自主的・主体的に、運営されるスポーツクラブ。
た	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
	単独公民館	公民館機能を中心とした単独の公民館（中央・南・北・高階南・大東南・伊勢原公民館）。
	地域子ども応援団活動	地域の特色を生かした、さまざまな体験活動を提供し、子どもたちを育てる活動。
	地域人材活用制度	市立小・中・特別支援学校が特色ある学校づくりを推進していくため、多様な教育活動や体験活動が展開できるように、地域の方々と連携し、児童生徒の自主的・主体的な取組の充実を図る制度。
	知識基盤社会	一般的に知識が社会・経済の発展を駆動する基本的な要素となる社会を指す。類義語としては、知識社会、知識重視社会、知識主導型社会などがある。
	中1ギャップ	中学校に入学し、学習や生活の変化になじめず、不登校やいじめ等が急増する現象。
	中央教育審議会	教育、学術または文化に関する基本的な重要施策について調査審議し、及びこれらの事項に関して文部科学大臣に建議する審議会。
	町内（字町）公民館	自治会が維持管理している公民館等。

行	用語	内容
た	展示機能	資料の収集保存、調査研究、展示、教育普及という博物館の主要な機能のひとつ。展示は、教育的配慮のもとに資料を陳列し、来館者の利用に供する役割を担う。
	道徳的実践力	さまざまな場面や状況においても、道徳的諸価値を自覚し、適切な行為を主体的に選び、よりよく生きていこうとする力。
	道徳的諸価値	思いやりの心や生命を大切に作る心、くじけず努力する心など、人間の内面にある人間らしいよさのこと。
	特別支援学級	障害があることで、通常の学級における教育では十分に指導の効果を上げることが困難な児童生徒のために編制された学級。
	特別支援教育	幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもので、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるもの。
	特別支援教育コーディネーター	校内における特別支援教育の体制や整備を推進するために、保護者や学級担任の相談窓口になったり、事例の検討や研修会のために地域の関係機関との連携や調整を行ったりする役割を担う。
	図書整理員	学校図書館教育の充実を図るため、小・中・特別支援学校に配置する市費臨時職員。
な	トップアスリートふれあい事業	近隣大学に依頼し、運動面で活躍する学生や教官を各小学校に招き、子どもたちに運動することの楽しさや喜びを体験させ、本市児童生徒の体力向上の一助とするために実施している事業。
	日本語指導ボランティア	市内小・中学校に在籍する日本語指導を必要とする外国籍の児童生徒に対して支援を行う事業。
は	ノーマライゼーション	障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きることこそノーマルであるという考え方。
	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。
	P F I	Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。
	P D C A サイクル	計画 (Plan) ・ 実践 (Do) ・ 評価 (Check) ・ 改善 (Action) のサイクル。



行	用語	内容
は	文化財	「文化財保護法」「埼玉県文化財保護条例」「川越市文化財保護条例」における文化財とは、建造物・美術工芸品の有形文化財、演劇・音楽・工芸技術等の無形文化財、風俗慣習・民俗芸能等の無形の民俗文化財とそれに用いられる衣服・器具等の有形の民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物等の記念物、文化的景観、伝統的建造物群等をいう。
	放課後子供教室	全児童を対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちが共に学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等を行うもの。
	放課後児童支援員 （学童保育指導員）	保育士等の資格を有し、学童保育室において児童の保育を行う者であって、都道府県知事が行う研修を修了したもの。
ま	埋蔵文化財包蔵地	貝づか、古墳や住居跡等の生活の痕跡（遺構）や、土器や石器などの生活道具（遺物）などの埋蔵文化財を包蔵する土地。 本市では包蔵地内であつて未調査地において工事を行う場合は、文化庁及び埼玉県の指導により、原則として試掘調査を行っている。また、工事主体者は文化財保護法第93条第1項に基づき着工60日前までに届け出る義務を負う。
や	幼保小連絡懇談会	幼稚園・保育園・小学校が保育や教育の現状について相互理解を深め、その充実を図る懇談会。
	余裕教室	少子化により児童生徒数、学級数が減少し、将来にわたっても空き教室と見込まれる教室のこと。文部科学省では、余裕教室を「将来とも恒久的に余裕となると見込まれる普通教室」と定義している。
ら	ライフステージ	人間の一生における児童期、青年期、成人期、高齢期などのそれぞれの時期。
	LAN	Local Area Network の略。ケーブルや無線などを使って、同じ建物の中にあるコンピュータや通信機器、プリンタなどを接続し、データをやり取りするネットワーク。「構内通信網」と訳されることもある。同軸ケーブルや光ファイバーなどで配線するものを「有線LAN」、電波を用いるものを「無線LAN」という。
	理科実験助手派遣事業	市立小・中学校に理科教育に係る支援員を配置する事業。
	臨時指導員	市立小・中・高・特別支援学校に在籍する知的障害、自閉症・情緒障害、肢体不自由、病弱等の障害、車椅子等の障害のある児童生徒の学習活動における支援を行う特別支援教育支援員。

行	用語	内容
ら	臨床心理士	臨床心理学に基づく知識や技術を用いて、人間のこころの問題にアプローチする心の専門家。

## II 策定経過

日程		内容
平成 27 年	1 月	第 1 回庁内策定会議
	5 月	第 1 回審議会（諮問）
	7 月	第 2 回庁内策定会議 第 3 回庁内策定会議 第 2 回審議会
	8 月	第 4 回庁内策定会議 第 3 回審議会
	10 月	第 5 回庁内策定会議 第 4 回審議会 教育委員会定例会（協議）
	11 月	庁議（付議） パブリックコメントの実施（11 月 25 日～12 月 24 日）
平成 28 年	1 月	第 6 回庁内策定会議 第 5 回審議会（答申） 教育委員会定例会（付議）
	2 月	市長決裁 計画策定

## Ⅲ 川越市教育振興基本計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法第17条第2項の規定に基づき、川越市教育振興基本計画を策定するため、川越市教育振興基本計画策定会議（以下、「策定会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 教育振興基本計画策定の手法等の検討に関すること
- (2) 市民参加の手法等の検討に関すること
- (3) 原案の作成等

(組織)

第3条 策定会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、教育総務部長をもって充てる。

3 副委員長は、学校教育部長、政策財政部長、文化スポーツ部長をもって充て、委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を掌理し、会議を招集し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(関係職員の出席)

第5条 委員長が必要であると認めたときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 策定会議の庶務は、教育総務部教育総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁のあった日から施行する。

(平成22年6月16日 市長決裁)

附 則

この要綱は、決裁のあった日から施行する。

(平成26年11月25日 市長決裁)

別 表 (第3条関係)

教育総務課長	教育財務課長	地域教育支援課長	文化財保護課長
中央公民館長	中央図書館長	博物館長	
学校管理課長	教育指導課長	学校給食課長	教育センター所長
市立川越高等学校事務長			
政策企画課長	文化芸術振興課長	スポーツ振興課長	国際文化交流課長
美術館長	都市景観課長		

## IV 川越市教育振興基本計画審議会条例

(設置)

第一条 教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第十七条第二項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画に関する事項について審議するため、川越市教育振興基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員十二人以内で組織し、次に掲げる者のうちから必要の都度、教育委員会が委嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 市内の公共的団体等の代表者
- 三 学校教育機関の代表者
- 四 前三号に掲げる者のほか、市内に住所を有する者

(任期)

第三条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、教育総務部教育総務課において処理する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## V 川越市教育振興基本計画審議会委員名簿

会長 成松 恭平 副会長 西村 平雪

区 分	氏 名	役 職 等
学識経験者	成松 恭平	淑徳大学経営学部経営学科長
学識経験者	田中 佑子	公益財団法人農村更生協会理事
市内の公共的団体の代表者	黒田 弘美	川越市PTA連合会副会長
市内の公共的団体の代表者	小山 義文	川越市子ども会育成団体連絡協議会会長
市内の公共的団体の代表者	向坂 晶芳	川越市公民館運営審議会会長
市内の公共的団体の代表者	山野 清二郎	川越市文化財保護審議会会長
市内の公共的団体の代表者	西村 平雪	川越市社会教育委員協議会議長
学校教育機関の代表者	齋藤 清隆	川越市小学校長会会長
学校教育機関の代表者	飯島 晴美	川越市中学校長会会長
学校教育機関の代表者	関 俊秀	川越市立川越高等学校長
公募委員	平井 正一	
公募委員	神林 邦子	

※敬称略、順不同、役職等は委嘱時点。

## VI 意見等の結果

### 1 川越市教育振興基本計画審議会

#### (1) 開催回数

5回

#### (2) 議事の内容

第1回	平成27年5月27日	○第二次川越市教育振興基本計画について（諮問）
第2回	平成27年7月29日	○計画策定の総論について
第3回	平成27年8月20日	○計画策定の各論（方向性Ⅰ）について
第4回	平成27年10月14日	○計画策定の各論（方向性Ⅱ～Ⅴ）について
第5回	平成28年1月21日	○第二次川越市教育振興基本計画について（答申）

#### (3) 意見数

意見数 38件（計画を修正したものは31件）

### 2 パブリックコメント

(1) 募集期間 平成27年11月25日～平成27年12月24日

(2) 意見数 0件